

第八十一回 帝國議會
衆院

市制中改正法律案外四件委員會議錄(速記)第十四回

昭和十八年一月二十六日(金曜日)午前十一時二十五分開議	出席委員左ノ如シ
委員長 古屋 慶隆君	理事伊藤 五郎君 理事池本甚四郎君
理事佐藤 洋之助君	理事佐藤 芳男君
理事圖師 兼貳君	
卯尾田毅 太郎君	
大倉 三郎君	大川 光三君
加藤 宗平君	大野 一造君
柏原 幸一君	河盛 安之介君
小柳 牧衛君	唐橋 重政君
土屋 寛君	寺田 伊三次君
中越 義幸君	田中 伊三次君
仲西 三良君	市正君
西村 茂生君	武世君
原口 純允君	
二田 是儀君	
森田 正義君	
森谷 新一君	
吉田貞次郎君	
由谷 義治君	
合私ガ諸君ノ總意ヲ代表致シマシテ、内務	スル法律案(政府提出)
當局ニ御質疑ヲ致シタイト思ヒマス	○古屋委員長 是ヨリ開會致シマス、此ノ
	頃内ノ質問應答ニ依ツテ、大イニ明カニナ
	ツタ點モアリマスガ、尙ホ少シ注意シナ
	ケレバナラナイ點モアリマスカラ、此ノ場
	合私ガ諸君ノ總意ヲ代表致シマシテ、内務

出席國務大臣左ノ如シ
内務大臣 湯澤三千男君
出席政府委員左ノ如シ
内務次官 山崎 嶽君
内務省地方局長 古井 喜實君
内務書記官 中島 賢藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市制中改正法律案(政府提出)

町村制中改正法律案(政府提出)

府縣制中改正法律案(政府提出)

北海道會法中改正法律案(政府提出)

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便

大正九年法律第五十三號中改正

法律案(關稅法及保稅倉庫等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件(政府提出)貴族院送付)

大正九年法律第五十三號中改正

法律案(關稅法及保稅倉庫等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件(政府提出)貴族院送付)

大正九年法律第五十三號中改正

法律案(關稅法及保稅倉庫等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件(政府提出)貴族院送付)

第一ノ御尋ネ、市制第七十三條第四項ノ
市長ノ補充選任ニ關スル規定ニ關シテハ、
大イニ論議ノアツタ所デアリマスカラ、本
規定ノ運用ニ付キ、此ノ際改メテ内務大臣
ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○湯澤國務大臣 御答ヘヲ致シタイト存ジ
マス、本規定ハ實際上ノ已ムヲ得ザル必要

ニ基クモノデアリマスノデ、本規定ノ運用

ニ付キマシテハ、特ニ慎重ヲ期スベキモノ

デアルト考ヘテ居リマス、先ツ本規定ニ於

キマシテ「内務大臣ノ指定スル期日」トアリ

マス點ニ付キマシテハ、原則トシテ一箇月

ノ期間ハ、之ヲ確保スル取扱例ヲ確立致シ

タイ考ヘデアリマス

次ニ本規定ノ發動ニ付テデアリマスガ、

本規定ハ市會ノ情勢上容易ニ其ノ議が纏マ

ル見込ガナク、相當期間ニ亘ツテ市長ノ曠

缺ヲ來スコトガ明瞭ニ看取セラレルガ如キ

場合ニ、之ヲ働くカスベキモノデアルト考ヘ

マス、隨テ本規定ハ、市會方指定ノ期日マ

デニ候補者ノ推薦ヲサナカラト云ツテ、

直チニ之ヲ勵カスト云フモノデハナク、
更ニ市會ニ對シ催告ヲナス等最善ノ處置ヲ
講シタル上、之ヲ發動スル取扱ト致シダイ
考ヘデアリマス、之ヲ要スルニ政府トシテ
ハ、出來ル限リ市會ヨリ候補者ノ推薦アルコ
トヲ期待シ、左様ニ仕向ケル考ヘ方ヲ以テ、
是ガ運用ニ當リタイト考ヘマス(拍手)

○古屋委員長 モウ一ツ御尋ネヲ致シマ
ス、市町村長ノ解職ニ關シ、其ノ事由ヲ命
令等ヲ以テ列舉シテ規定シ得ナイモノデア
ルカ、此ノ邊ニ關スル内務大臣ノ御所見ヲ

承リタイ、尙ホ市町村長ノ解職ニ關スル規

定ノ運用ニ關シテハ、大イニ論議ノアツタ

所デアリマスルカラ、此ノ際改メテ内務大

臣ノ御所見ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○湯澤國務大臣 御答ヘ致シマス、市町村

長ノ解職ノ事由ヲ、法令ノ形式ヲ以テ列舉

シテ規定スルコトハ、技術的ニ困難デアル

ト思ヒマス、就キマシテハ内務省トシテハ、

是ガ取扱例ヲ確立シ、而シテ地方廳ニ對シ

テハ、依命通牒等ノ方法ヲ以テ、遺漏ノナ

